官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○不動産登記規則の一部を改正する省令（法務三八）　一
〔その他告示〕
○家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁三）　三
○令和八年産あへんの納付期限を定めた件（厚生労働二二二）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通六三一、六三二）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同六三三、六三四）　四
○船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示の一部を改正する件（同六三五）　四
○道路に関する件（近畿地方整備局八一、八二）　四
〔国会事項〕
内閣　内閣府　金融庁　最高裁判所　五
〔人事異動〕　五
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕　七
官庁事項　七
櫛田川水系、宮川水系、網走川水系及び相模川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　七
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
除籍が滅失した件（法務省告示配八四）　八
〔公　告〕
官庁
諸事項　八
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二六

省令

○法務省令第三十八号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十三条第二項（同法第百三十六条第二項、第百四十条第六項及び第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百五十条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日　法務大臣　平口　洋

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　［略］	第五章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　［略］	第二節　［同上］
第一款　［略］	第一款　［同上］
第二款　筆界特定の申請の受付等（第二百十四条―第二百十七条の二）	第二款　筆界特定の申請の受付等（第二百十四条―第二百十七条）
［第三款～第五款　略］	［第三款～第五款　同上］
［第三節～第六節　略］	［第三節～第六節　同上］
第六章　［略］	第六章　［同上］
附則	附則
（職権による登記の抹消の場合の公告の方法）	（職権による登記の抹消の場合の公告の方法）
第百五十四条　法第七十一条第二項の公告は、抹消すべき登記が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は登記所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であってインターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第二百十七条第一項（第二百三十	**第百五十四条**　法第七十一条第二項の公告は、抹消すべき登記が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は登記所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であってインターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第二百十七条第一項（第二百三十